

Ⅵ. ディスクローチャーの充実

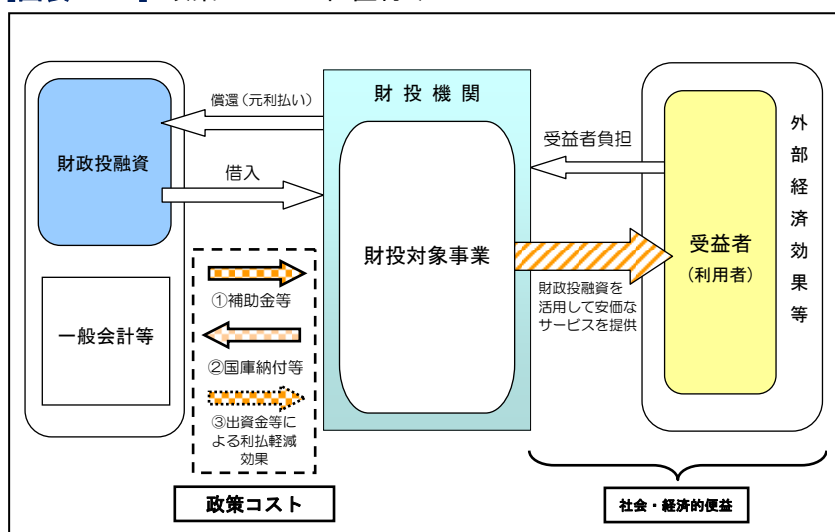
1. 政策コスト分析

(1) 現 状

財投対象事業は、外部経済効果が一部存在するものの、受益と負担の関係が明確であり、受益者（利用者）にその負担を求めることが適当なことから、基本的に受益者負担によって有償資金の償還が行われているが、その受益者負担を軽減するため、国（一般会計等）から事業を実施する財投機関に対して、補助金等や出資金等が投入される場合がある。

このような事業の妥当性を判断する材料として、将来、その事業に対する補助金等の支出がどの程度見込まれるか、あるいは既に投入された出資金等によるメリットがどの程度になるかを試算し、これを「政策コスト」として開示することには、財政投融资の透明性を高める意義がある【図表 6-1】。

【図表 6-1】 政策コストの位置付け



政策コスト分析の導入から 10 年以上が経過し、各省庁・各機関において政策コスト分析が定着してきており、分析手法の拡充や公表内容の充実など、随時見直しを行っている【図表 6-2】。

また、政策コスト分析を適切に理解した上で、効果的な活用をめぐるための手引きとして、「政策コスト分析に関するハンドブック」を作成し、公表（平成 20 年度）している。

さらに、政策コスト分析の活用を通じて、事業の将来的な見通しや、その財務への影響を把握することにより、業務・財務の改善等、事業の在り方を見直している。

- ① 財投編成において、将来の資金収支の推計に用いた事業見通し等の各種前提条件の精査、償還確実性の確認を行う【図表 6-3】。

- ② 財投機関において、財投機関債発行の際の債券内容説明書に記載するなどディスクロージャーに活用する。

【図表 6-2】 主な分析手法の拡充

① 感応度分析（前提条件を変化させた場合）	【13 年度～】
② 経年比較分析	【15 年度～】
③ 発生要因別政策コスト内訳	【15 年度～】
④ 投入時点別政策コスト内訳	【16 年度～】
⑤ 社会・経済的便益の試算	【18 年度～】
⑥ 感応度分析（貸倒償却額を 10%上昇させた場合）	【23 年度～】

【図表 6-3】 財投編成における活用

○ 将来の資金収支（キャッシュフロー）等の推計に用いた事業見通し等各種前提条件の精査 ・ 例えば、融資系機関においては、貸倒償却額（率）や繰上償還額（率）などについて、決算における状況がどのようになっているか、また、将来見通しとして直近の状況を踏まえた適切な設定となっているかを確認する。 ・ 例えば、事業系機関においては、業務収入などについて直近の収入実績はどのようになっているか、また、将来見通しとして適切な設定となっているかを確認する。
○ 直近の決算状況を踏まえつつ、貸倒の状況を含む貸付金の回収見込みや業務収入見込みなどの前提条件の精査・確認を行いながら、借入金の返済見込み等を確認することで、財政投融資の償還確実性を確認
○ 各種前提条件の精査及び償還確実性の確認を行った上で、政策コストと社会経済的便益などの関係や、政策的な必要性及び民業補完性も勘案し、財投対象事業としてふさわしいものであるか、更に、事業の内容・融通条件などについても適切なものとなっているか検討

（２）課 題

政策コスト分析については、財政投融資を活用する事業について一定の前提条件を設定し、各財投機関が試算した結果を公表してきているところであるが、政策コストの複数年にわたる推移（時系列データ）が公表されていない。

さらに、公表対象の範囲（現状、財政融資資金又は政府保証を活用する機関）について、産投機関は、将来収益の見通し、リスク、割引率など、個別の前提条件の設定が困難であり、政策コストの分析手法になじみにくいことから公表していない【図表 6-4】。

【図表 6-4】 財政融資・政府保証と産業投資の比較

	財政融資・政府保証	産業投資
主な確認事項	償還確実性 (将来発生する「政策コスト」の認識が重要であり、その額の大小をもって単純に評価することはできない)	収益性 (配当・利益分配により一定のリターン〔マイナスの政策コスト〕を確保する必要)
分析期間	財政融資資金等の償還年度又は貸出債権の回収年度	官民ファンドは、設置期限まで。その他の機関（JOGMECなど）は、投資の回収年度を確定できない
割引率	国債流通利回りを基に現在価値を算出	リスクマネーであることに見合ったリターンを基に現在価値を算出する必要があるが、当該リターンを適切に設定することは困難

(3) 対 応

新規の財投機関を含め、引き続き、各種前提条件の妥当性や償還確実性を確認するとともに、公表内容を充実させる観点から、政策コストの時系列の把握・公表を新たに行う。また、財投機関毎の試算・公表に加えて、新たに対象分野毎に集計したものを公表する。

さらに、当年度の財政投融资計画に計上されていないが、財政融資資金貸付金残高を有する機関に対して、過去の分析結果から政策コストが増加しない形で事業を継続的に実施していることを確認する観点から、政策コスト分析的な財務状況の把握を行う。

産投機関については、その事業内容は、従前の研究開発法人が新規事業を廃止する一方、官民ファンドを通じたリスクマネー供給や海外の資源権益確保に変遷している。これらの事業は、民間では対応困難な長期リスクマネーを供給する観点から、投資事業からの回収額の最大化につながる投資倍率（マルチプル）を重視するなど、将来の資金収支を推計して現在価値を算出する現行の政策コスト分析の手法はなじまないが、産業投資の特性に則して、収益性の確認を行うための検討が必要であり、こうした観点から、出資者としてのガバナンスの向上を図る【Ⅶ. 2. 出資者として】。

2. 使途別分類表の見直し

(1) 現 状

「財政融資資金運用計画を使途別に分類した表」（使途別分類表）は、昭和 36 年の国民年金の発足に当たって、積立金を国民の福祉向上に直接役立つ使途に運用しかつその内容を明らかにすべきといった議論を受け、資金運用部資金法²⁵の一部改正（第 11 条第 2 項の追加）により作成された。

²⁵ 平成 13 年度に財政融資資金法に改正された。

具体的な分類要領につき特段の規定はないが、昭和 36 年以降、一部に名称の変更はあったものの、実質的に変更されていない。

（参考）財政融資資金法 第十一条

財務大臣は、毎年度財政融資資金の運用に関して必要な計画を定め、あらかじめ財政制度等審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。その計画を変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の場合においては、財務大臣が審議会の意見を聴いて定めるところにより、その資金運用計画を用途別に分類した表を、当該計画に関する書類に添付して提出しなければならない。

（２）課 題

昭和 36 年当初は高度経済成長期の初期であり、基幹産業育成に力点を置く戦後経済復興期の流れを継いで、特定の産業分野を対象とする政策金融機関が大宗を占め、社会インフラ整備を行う事業系機関は道路や住宅等の分野に限定されていた。

その後、「生活環境整備」、「農林漁業」、「運輸通信」、「地域開発」等の幅広い分野における社会インフラ整備に財政投融資が活用され、事業系機関を中心に財投機関数は大幅に増加した。構造改革期（財投改革）以降、財投機関の統廃合が進み、各財投機関の費用按分が複雑化するとともに、各種産業向け金融（融資系機関）と社会インフラ整備（事業系機関）が混在し、現行の用途別分類表は財投対象事業の実態を反映していない。

- ① 「生活環境整備」は、当初は地下鉄整備が分類されていた。その後、都市の再開発等のインフラ全般に広がり、現在は公害対策から石油備蓄、都市開発まで幅広いものが分類され、事業の実態を反映していない。
- ② 「運輸通信」は、当初は日本国有鉄道、日本航空、日本電信電話公社といった公共企業体が分類されていた。その後、これら企業体が民営化される一方、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、京浜外貿埠頭公団や阪神外貿埠頭公団といった運輸通信に係るインフラ整備に広がった。現在は、インフラ整備も進み、シェアは僅かであり、細分化して分類する必要性は低い。
- ③ 「地域開発」は、当初は日本開発銀行や北海道東北開発公庫等の政策金融機関が分類されていた。その後、地域振興整備公団や水資源開発公団といった地域開発に係るインフラ整備に広がった。現在は、これら事業系機関が廃止され、シェアは僅かであり、細分化して分類する必要性は低い。
- ④ 「産業・技術」は、当初は基幹産業向けの金融や電力供給のためのダム建設が分類されていた。その後、石油開発公団や金属鉱業事業団による国内外の資源開発、各種研究開発法人による研究開発など、産業・研究開発に係る幅広い分野に広がった。現在は、官民ファンド（産革機構、クールジャパン機構）も分類され、イノベーション関連を包含する必要がある。

- ⑤ また、幅広い分野を対象に民間資金を活用してインフラ整備を行う機関（ＰＦＩ推進機構）、海外交通や都市開発を対象にインフラ輸出を行う機関（インフラ輸出機構〔新設予定〕）が設立されるなど、業種別に細分化された分類への当てはめが困難なものもある。
- ⑥ さらに、政策金融改革により新たに導入された日本公庫の危機対応業務は平時の公的金融とは異なるとともに、経済・金融危機後に高水準となっている地方の臨時財政対策債は赤字補填の性格を有することから、これらは別途区分する必要がある。

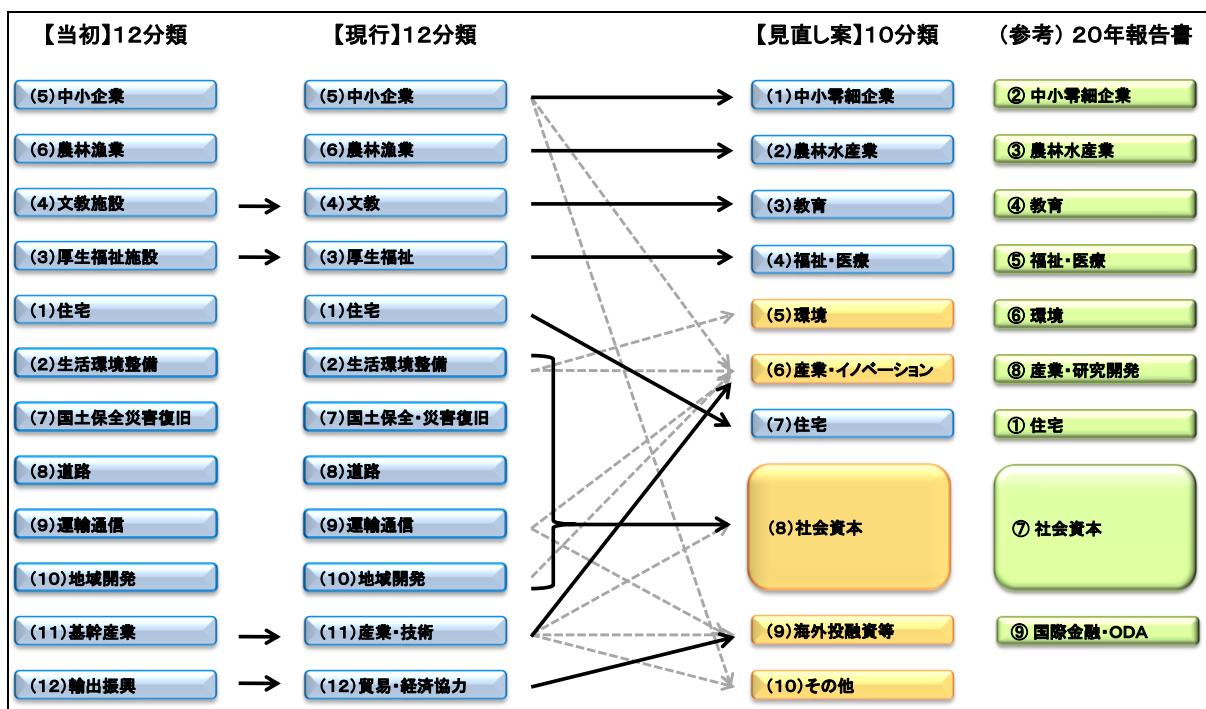
（３）対 応

平成 20 年の報告書で今後活用すべき分野とされた分類（住宅、中小零細企業、農林水産業、教育、福祉・医療、環境、社会資本、産業・研究開発、国際金融・ＯＤＡ）を参考に、①各分類に跨がる社会インフラ整備を大括り化し、②海外資源の確保や海外インフラ需要への対応などの海外投融資に関わる政策分野を括り出すとともに、③危機対応業務及び臨時財政対策債を別途区分する【図表 6-5、6-6】。

- ① 「生活環境整備」は、公害対策や地方の廃棄物処理等の環境分野に限定し、「環境」（新設）に分類する。都市の再開発、都市交通や上下水道の整備等の社会インフラ整備に係るものは「社会資本」（新設）に大括りする。
- ② 「運輸通信」、「地域開発」のうち、空港の整備、地方の交通事業や港湾整備は、「道路」、「国土保全・災害復旧」等と併せて「社会資本」（新設）に大括りする一方で、運輸業・情報通信業や地域産業向けの金融は「産業・イノベーション」に分類する。
- ③ 各分類に跨がる、電気・ガス・熱供給業や不動産業向けの金融、官民ファンドによる新規産業・ベンチャー支援、研究開発法人による事業は「産業・イノベーション」に集約する。
- ④ 海外資源の確保を「産業・技術」から分離し、「貿易・経済協力」と併せて「海外投融資等」（新設）に分類する。インフラ輸出機構（新設予定）もこれに含める。
- ⑤ 危機対応業務（大半が「産業・技術」に分類）及び臨時財政対策債（各分類に機械的に按分）は「その他」（新設）に分類する。

なお、今後、使途別分類表の公表に際しては、財政投融資計画に計上された財投機関（財投対象事業）がいずれの使途に分類されているかを明らかにする。

【図表 6-5】現行の分類および新たな分類案



【図表 6-6】財政投融資使途別分類の推移（新たな分類案ベース）

